

初回サンプル品の基本的な考え方

初回輸入のもの

初回輸入のものとは、輸入者ごとに、我が国に初めて輸入するもの（他港でも輸入実績のないもの）であって、以下に該当するものをいいます。

種類	初回輸入のものの考え方
生鮮肉・臓器 （加工品を含む）	➤ 施設と畜種の組合せで初回輸入のもの ➤ 同一の家畜衛生条件が適用されるものは、肉と臓器、肉と加工品で分ける必要はありません
加熱処理肉	➤ 施設と製品（商品）の組合せで初回輸入のもの ➤ 輸入実績がある製品で、加熱処理に影響する内容の変更（製品1個当たりの重量、加熱方法、製造ラインの変更等）がある場合は、初回輸入のものとみなします ➤ 輸入実績がある製品（商品）で、加熱処理に影響しない内容の変更（入数、動物検疫対象外の原料の配合、容器包装や表示の変更等）のみがある場合は、初回輸入のものとはみなしません
乳製品	➤ 施設が初回輸入のもの
上記以外のもの	➤ 国と物又は製品の組合せで初回輸入のもの ➤ 輸入実績がある物又は製品（商品）で、軽微な変更（動物検疫対象外の原料、製造方法に影響のない変更等）のみがある場合は、初回輸入のものとはみなしません

※輸入者自身では初回輸入となるものであっても、他の輸入者において輸入実績があることを書面（該当の申請書類等）で御提示いただけるものについては、初回輸入のものから除外できる場合があります。

サンプル輸入のもの

サンプル輸入のものとは、試作品を含めて見本として輸入するもの（市場に流通しないもの）をいいます。

ただし、見本として輸入するもののうち、品質維持・管理等を目的として反復継続的に輸入されているもの（外装や表示の変更は問いません。）については、サンプル輸入のものとして取り扱いません。

いずれの場合においても、判断に迷うものがございましたら、申請先の動物検疫所に御相談ください。